

開発行為申請者 各位

令和 7 年 4 月 1 日
読谷村役場 都市計画課

開発条例規則改正に伴う審査手続きの変更について（お知らせ）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より本村の都市計画行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、読谷村土地開発行為の適正化に関する条例施行規則（第 11 条関係《開発適用除外の基準》）の改正が令和 7 年 4 月 1 日付で施行されることに伴い、開発適用除外に係る審査手続きが以下のとおり変更となりますので、お知らせいたします。

改正後の規則においては、開発行為が新たに定められた基準を満たしていない場合、適用除外の従来の審査手続きに加え、庁内職員で構成する連絡会議に諮ったうえで審査を行うこととなります。つきましては、事業計画を立案される際には、下記事項をご確認のうえ、必要書類の提出および基準の適合状況について十分にご確認くださいますようお願い申し上げます。

【主な変更点】

1. 適用除外基準の変更 ※別添をご参照ください
2. 基準を満たしていない場合、連絡会議での審査が必要となります
3. 連絡会議の結果、条例第 4 条（開発許可）として取り扱う場合があります

今後とも、本村のむらづくりにご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

＜お問い合わせ先＞
読谷村役場 建設整備部 都市計画課
電話：098-982-9220
メール：info-tokei@yomitan.jp